

都市整備部管理課

富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に
関する条例

【逐条解説】

平成9年度(当初)版

令和5年10月改正

目次【逐条解説】

第1条 (目的)	- 2 -
第2条 (定義)	- 2 -
第3条 (適用除外)	- 4 -
第4条 (施行主等の責務)	- 8 -
第4条の2 (土地の所有者等の責務)	- 10 -
第5条 (土地の埋立て等の許可等)	- 14 -
第6条 (許可の基準)	- 14 -
第7条 (許可又は不許可の通知)	- 15 -
第8条 (変更の許可等)	- 15 -
第9条 (名義貸しの禁止)	- 17 -
第10条 (譲渡の制限)	- 17 -
第11条 (地位の承継)	- 19 -
第12条 (土地の埋立て等の着手の届出)	- 19 -
第13条 (施行方法)	- 20 -
第14条 (標識の設置)	- 20 -
第15条 (報告の徴収)	- 21 -
第16条 (立入検査)	- 22 -
第17条 (改善勧告)	- 23 -
第18条 (改善命令)	- 23 -
第19条 (許可又は承認の取消し)	- 24 -
第20条 (中止命令)	- 24 -
第21条 (原状回復命令等)	- 25 -
第22条 (中止又は完了の届出等)	- 25 -
第23条 (意見の聴取)	- 26 -
第23条の2 (土地の所有者等への通知)	- 27 -
第23条の3 (土地の所有者等に対する勧告)	- 27 -
第24条 (違反事実の公表)	- 28 -
第25条 (規則への委任)	- 28 -
第26条 (罰則)	- 29 -
第27条 (両罰規定)	- 30 -
附 則 (施行期日及び経過措置)	- 31 -

条例改正の経緯

平成9年に富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が施行され、盛土等の規制を図るために制定したものです。

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、盛土の規制の重要性が見直されました。

土砂等による土地の埋立て、盛土等は、ひとたび崩壊等の災害が発生すれば、その影響が甚大となることから、条例の改正により、土地所有者の責務や規制の強化等を図り必要性が生じました。

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、当該跡地の緑化等を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境及び景観の保全に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解 釈】

- 1 「必要な規制を行うこと」とは、本条例を運用するにあたり、土砂等による土地の埋立て、盛土等の施工に伴う災害防止のための技術的な基準等を規定し、それらの遵守により、市民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境及び景観の保全に資することを目的とする。
- 2 「土砂等の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、当該跡地の緑化等を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境及び景観の保全に資す」とは、この条例が目指す最終目標である。
- 3 「流出等」の「等」とは、他に陥没をいう。
- 4 「当該跡地」とは、土地の埋立て等の行為により、土地の形状が変更となった範囲の土地をいう。
- 5 「緑化等」の「等」とは、他に粉じん防止をいう。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 土砂等による土地の埋立て又は盛土をする行為
 - イ アに掲げる行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為

【趣 旨】

本条は、この条例における「土砂等」及び「土地の埋立て等」の用語について定義するものであり、併せてこの条例において、規制を加える対象を定義したものである。

【解 釈】

本条は、短期間の土砂等の仮置きについても、仮置きという状態が時として放置されることがあり、環境及び景観の保全上や災害の防止面から周辺の住民等に被害や迷惑がおよぶ行為と考えられることから、本条例の適用としている。

《第1号関係：土砂等》

「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土
廃棄物処理法に規定する廃棄物及び土壤汚染対策法に規定する汚染土壌 は、本条例の「土砂等」には該当しない。それぞれ当該法律の適用を受けるものであるため、定義において「土砂等」から除いている。

「土砂」とは、土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものであり、岩石 や化石などの自然物が混入又は付着していても全体として土砂とみなすことができる場合は、これらも盛土等に用いられることから「土砂等」として 条例の対象とすることとする。

《第2号関係：土地の埋立て等》

「土地の埋立て等」とは、土砂等によって土地の埋立てを行ったり、土地の盛土を行ったり、埋立て又は盛土をするために土砂等を切り取ったりする、いわゆる土地の形質の変更をする行為をいう。

《第2号関係：一団の土地の区域》

「一団の土地の区域」とは、同一施行主が筆続きの土地（土地の所有者が同一、同一でないを問わず）において行なう土地の埋立て等については、土地の一団の土地における行為と解釈する。

しかし、同一所有者の筆続きの土地においても、他の施行主が行なう土地の埋立て等については、一団の土地における行為とは解釈しない。

また、基本的には、一般的な河川及び道路等で分断された同一所有者の土地における土地の埋立て等については、一団の土地における行為と解釈しない。

ただし、現況に無い公図上の赤道・水路及び現況にあっても幅が狭く、機能の少ない赤道・水路については、そのケース毎に判断する。

【参 考】

「廃棄物」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項により、ゴミ・粗大ゴミ・燃え殻・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物又は不要物であって固形

状又は液状のもの（放射性物質またはこれによって汚染されたものを除く。）と規定されている。

しかし「廃棄物」とは、法令で規定されているが、解釈の中で、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思その性状等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物と観念できるものはないとされている。

（例）し尿であっても、それが原材料となって売買される場合には、その物は廃棄物とは言えない。廃掃法の解説の中で廃棄物でないとしてされている物は以下の三つである。

- 港湾、河川の浚渫に伴い生ずる土砂その他これに類するもの。
- 漁業活動に伴って、魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行なった場所において排出したもの。（陸揚げされた後は「廃棄物」として取り扱う）
土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

第3条（適用除外）

（適用除外）

第3条 この条例の規定は、次に掲げる土地の埋立て等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体が行う土地の埋立て等
- (2) 他の法令の規定に基づく許可、認可、届出等に係る土地の埋立て等で規則で定めるもの
- (3) 日常生活又は土地の管理のために行う土地の埋立て等、軽易な土地の埋立て等その他の災害の防止上並びに環境及び景観の保全上支障がないと認められる土地の埋立て等で規則で定めるもの
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等

【趣 旨】

本条は、この条例において、規制を加えることを必要としない土地の埋立て等について規定にしたものであり、このことから、本条例の適用を受ける範囲を明確にしたものである。

【解 釈】

本条例では、基本的には土地の埋立て等に係る行為全部を規制の対象としているが、その中で本条の第1号、第2号、第3号及び第4号のいずれかに該当した場合は、この条例を適用しないこととしたものである。

【運 用】

《第1号関係》

本号は、国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体（下記11団体）が行う事業については、直接、間接を問わずこれらの者が作成した設計図書に明示された区域内における土地の埋立て等で、設計図書に定める方法により土地の埋立て等が、これらの者が事業主体となり、その管理又は監督

のもとに行われる場合は、適正な管理により、市民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境及び景観の保全に危害を及ぼす影響がないと認められることから、本条例の適用を除外することとしたものである。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社

上記11団体以外の公団等については、この条例の適用除外とならないので、土地の埋立て等を行う場合には、許可申請をさせることとなる。

《第2号関係》

本号は、規則で定めた法令等（下記16法令）の規定による許可等を受けて行う土地の埋立て等については、その法令の規定及び運用基準等から判断して、本条例制定の趣旨目的が達せられると考えられることから本条例の適用を除外することとしたものである。

なお、土地の埋立て等を行う場所の区域の一部が適用除外されているものにあつては、適用除外とされる区域を除いた部分により、その面積規模等を判断するものである。

これらの法令等については、県土採取等規制条例の適用除外法令等を基に、当市に規制の対象が無い法令等を除外したものである。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業（国又は地方公共団体から補助金の交付を受

けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限る。)に伴う土地の埋立て等

- (5) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土地の埋立て等
- (6) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土地の埋立て等
- (7) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土地の埋立て等
- (8) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土地の埋立て等
- (9) 都市計画法第29条の規定による許可に係る開發行爲として行う土地の埋立て等
- (10) 道路法(昭和27年法律第180号)第91条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (11) 河川法(昭和39年法律第167号)第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (12) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土地の埋立て等
- (13) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土地の埋立て等
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土地の埋立て等
- (15) 静岡県砂防指定地管理条例(平成15年静岡県条例第35号)第3条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (16) 静岡県盛土等の規制に関する条例(令和4年静岡県条例第20号)第9条の規定による許可に係る土地の埋立て等

ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項(農地の転用の制限)及び第5条第1項(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)の許可を受けた後、又は同法第4条第1項第5号(市街化区域内の農地の転用)及び第5条第1項第5号(市街化区域内の農地の転用の権利の取得)に定める届出をした後に、二次的に発生する土地の埋立て等については、農地法上に切土、盛土等についての技術的基準がなく農地の一時転用等に伴うトラブルの防止等のため、上記16法令等の許可等を受けないで行う土地の埋立て等については、本条例を適用して対応することとした。

都市計画法第29条により、市街化区域内における500㎡以上、1,000㎡未満の宅地分譲(ミニ開発)については、同法の適用除外であり、許可を必要としないため、本条例を適用して対応することとした。

《第3号関係》

本号は、(1)日常生活又は土地の管理のため行う土地の埋立て等、(2)軽易な土地の埋立て等、(3)その他の災害の防止上並びに環境及び景観の保全上支障がないと認められる土地の埋立て等で規則で定めるものと規定する中で、規則において本条例が適用される基本的な範囲を規定したものである。

施行規則第2条（適用除外）

3 条例第3条第3項の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 施行区域の面積が500平方メートル未満の土地の埋立て等。ただし、次の一に該当する土地の埋立て等は除く。

ア 当該施行区域と一団であると認められる区域において、当該土地の埋立て等に着手する日前3年以内に土地の埋立て等が行われ、又は行われている場合は、その面積の合計が500平方メートル以上となる土地の埋立て等

イ 当該土地の埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となる土地の埋立て等

(2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土地の埋立て等

(3) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土地の埋立て等

【解 釈】

本条例の3号は、施行規則において、その詳細を上記のとおり定めている。

《施行規則第2条第3項第1号》

本号は、この条例において規制を加える面積要件（500㎡以上）及び数量要件（500㎡以上）の考え方を規定したものであり、この条例の基本的な適用範囲を示すものである。

500㎡未満・500㎡未満を本施行規則では、軽易な土地の埋立て等の範囲と定め、この範囲を超えたものについて危険が発生する可能性がある面積及び数量として、規定したものである。

この500㎡を超える土地の埋立て等については、面積・数量要件を超え、広い場所に大量の土砂の盛土を行うことにより、流出等が発生する可能性があると判断したものである。

併せて本号は、土地の埋立て等の行為が年度をまたいで行われる場合、又は行われている場合の考え方を規定したものであり、当該施行区域と一団と認められる土地にあっては、

(1) 当該土地の埋立て等に着手する前3年以内に実際に土地の埋立て等が行われ、今現在は、土地の埋立て等が完了している場合

(2) 当該土地の埋立て等に着手する前から土地の埋立て等に着手しており、今現在も土地の埋立て等を継続中の場合、(1)又は(2)の土地の埋立て等の面積が500㎡未満であっても、当該土地の

埋立て等の面積の合計が500㎡以上となるものについては、本条例を適用するものとしたものである。

また、500㎡未満であっても土砂等による土地の埋立て、盛土及びこれに伴う切土等の土砂等の量が、500㎡以上となる土地の埋立て等については、本条例を適用するものとしたものである。

あくまでも、面積要件（500㎡）を超えた土地の埋立て等については、本条例の適用を受けることとなるが、日常生活の中における土地の管理等を行うための土地の埋立て等として、平坦な場所で、30cm未満の厚さで土砂等を敷きならす行為等は、「土地の埋立て等」に該当しないため、条例の適用を受けないこととする。（個別に協議が必要）

また、舗装、路盤及び路床は構造物として考えられるため、土砂等には含まないこととし、条例の適用を受けないこととする。

この要件に関しては、静岡県盛土等の規制に関する条例と同様なものとなる。

《施行規則第2条第3項第2号》

森林法に規定されている地域森林計画に定められた林道の開設に伴う土地の埋立て等については、知事が全国森林計画に即して、森林計画区別にその森林計画に係る民有地につき地域森林計画として計画を立てるものであることから、災害の防止上並びに環境及び景観の保全上支障がないと認められることから、本条例の適用除外とするものである。

《施行規則第2条第3項第3号》

農業等を営む者が組織する団体（農業協同組合等）が国等から補助金の交付を受けて行う当該農業等の用に供する施設の設置を行う場合については、国又は地方公共団体が補助金の交付に際し、その土地の埋立て等の設計図書等の確認を行うものであり、災害の防止上並びに環境及び景観の保全上支障がないと認められることから、本条例の適用除外とするものである。

《第4号関係》

本号は、災害が発生した場合、その災害が拡大しないよう応急処置として行う土地の埋立て等については、緊急性を要するものであることから、本条例の適用を除外することとしたものである。

ただし、災害発生前に防止策として行う土地の埋立て等については、この条例の適用を受けることとなる。

第4条（施行主等の責務）

（施行主等の責務）

第4条 土地の埋立て等を行う者（以下「施行主」という。）及び土地の埋立て等を請け負う者（以

下「請負人」という。)は、土地の埋立て等を行うに当たり、災害を防止し、環境及び景観の保全を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 施行主及び請負人は、土地の埋立て等を行うに当たり、あらかじめ、当該土地の埋立て等の施行に係る関係人に対し、当該土地の埋立て等の内容について周知させなければならない。
- 3 施行主及び請負人は、土地の埋立て等により公共施設を破損した場合は、速やかに、原状に回復しなければならない。
- 4 施行主及び請負人は、土地の埋立て等に伴って周辺住民の生活に損害を与えたときは、誠意をもって解決しなければならない。

【趣 旨】

本条は、施行主及び請負人が土地の埋立て等を行う場合の一般的な責務を規定したものである。

【解 釈】

本条は、施行主及び請負人が土地の埋立て等を行う場合、必ず行わなければならない事項を定めるとともに、土地の埋立て等を行った結果、生じた状況についても一定の責務を課すこととなる義務規定である。

《施行主》

「施行主」とは、実際に土地の埋立て等を行なう者をいう。

《請負人》

「請負人」とは、施行主との間において、実際の土地の埋立て等を施行することについて契約等(文書・口頭を問わず)をかわして、土地の埋立て等を行う者をいう。

《関係人》

「関係人」とは、土地の埋立て等を行う土地の所有者及びその利害関係人、土地の埋立て等を行う区域の区長、近隣住民、隣接土地所有者及びその利害関係人をいう。

【運 用】

《第1項関係》

本項は、施行主及び請負人が土地の埋立て等を行う場合、施行主等は、土地の埋立て等を行うことにより生ずるかもしれない災害について、未然に防止するための措置、又は環境及び景観の保全を図るために必要な措置をとらなければならないこととしたものである。

《第2項関係》

本項は、施行主及び請負人が、土地の埋立て等を行おうとする場合、施行主等は、あらかじめ当該土地の埋立て等の内容について、関係人に対し周知させておかなければならないこととしたものである。

施行規則第3条の規定により、事前説明会を開催し、その内容を許可申請書に添付しなければならないと規定している。

この説明会の実施時期については、許可申請書に添付しなければならないことから、許可申請書の提出前に行うこととなる。

《第3項関係》

本項は、施行主及び請負人が土地の埋立て等を行うことにより、道路、水路及び水道施設等の公共施設に何らかの損害を与えた場合、施行主等は、速やかに原状回復しなければならないこととしたものである。

《第4項関係》

本項は、施行主および請負人が土地の埋立て等を行うことにより、周辺住民の生活に損害を与えたときは、誠意をもって解決しなければならないこととしたものである。

第4条の2（土地の所有者等の責務）

（土地の所有者等の責務）

第4条の2 土地の所有者、管理者又は占有者（第23条の2及び第23条の3において「土地の所有者等」という。）は、その所有し、管理し、又は占有する土地において、災害の防止並びに環境及び景観の保全上支障が生ずるおそれのある土地の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、土地の所有者等に土地の適正な管理を行うよう責務を規定したものである。

【解 説】

本条は、土地の所有者等に対して、当該土地に不適切な土砂等の埋立て等が行われないよう適正な管理を行う努力義務を規定したものである。

【運 用】

当該土地に不適切な土砂等の埋立て等が行われている場合（条例第18条から第21条まで又は第22条第2項に規定する処分をしたとき）には、条例第23条の2の規定による通知および第23条の3に規定による勧告を行うことができる。

第5条（土地の埋立て等の許可等）

（土地の埋立て等の許可等）

第5条 施行主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、当該土地の埋立て等に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする施行主は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 施行主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 土地の埋立て等を行う区域（以下「施行区域」という。）の所在地及び面積

(4) 土地の埋立て等の施行期間

(5) 土地の埋立て等の施行方法

(6) 土地の埋立て等に係る土砂等の量

(7) 請負人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(8) 現場管理責任者の氏名及び住所

(9) その他市長が必要と認める事項

3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により許可するときは、災害の防止又は環境若しくは景観の保全のため必要な条件を付することができる。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行主が土地の埋立て等を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない、という土地の埋立て等について、許可制を採用していることについて規定したものである。

【解 釈】

本条は、土地の埋立て等の許可制を採用していることから、施行主が土地の埋立て等を行う場合、市長の許可を受けなければならない事項について、具体的に明示したものである。

《施行区域》

「施行区域」とは、土地の埋立て等を行う範囲を規定したものであり、いわゆる土地の形質・形状を変更する区域をいう。

【運 用】

《第1項関係》

本項は、施行主が土地の埋立て等を行おうとするときは、前もって市長の許可を受けておかなければならないものとして、許可制を導入し、規制を加える規定としたものである。

この許可は、行政法学的には、「法律行為的行政行為」として位置づけられ、「公共の福祉を優先させるため、一般的に禁止している事項を一定の基準のもとに解除し、適法に行為をなす自由を回復する処分」である。

また、許可は、「新たな特定の権利を賦与する」ことを内容とする「特許」等の形成的行為とは異なり、事実として適法にその行為をなすことを得しめるもので、許可を受けるべき行為を許可なくして行ったときは、違反行為として、強制執行又は、処罰の対象となる。

この許可制は、前提として許可なくして行う土地の埋立て等の行為を禁止している点で、憲法で保障する「財産権の不可侵の原則」（第29条）を一部制約するものである。

そのため、合理的な理由なくいたずらに制限を賦課するものであってはならない。

《第2項関係》

本項は、施行主が土地の埋立て等を行おうとする場合、市長に提出する申請書に記載する内容について表したものである。

《第3項関係》

本項は、第2項の規定により、市長に提出された申請書の記載内容を、より詳細にわたって審査するために必要な添付書類の提出について定めたものであるが、その具体的な内容については、規則で定めるものとしたものである。

規則で定める添付書類としては、施行規則第4条（許可申請）第2項により、以下のとおり定められている。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等計画書
- (2) 位置図及び施行区域図（縮尺2万5,000分の1以上1,000分の1以下）
- (3) 土地の埋立て等を行うことについて権原を有することを証する書面
「土地の所有者の場合は、土地の登記簿謄本。借地においては、賃貸借契約書の写し及びその土地の登記簿謄本」
- (4) 公図の写し
- (5) 施行主及び請負人の住民票、身分証明書及び印鑑登録証明書（法人にあつては、経歴書、定款、登記簿謄本、営業報告書、信頼度を証明できるもの及び印鑑登録証明書）
※ 「信頼度を証明できるもの」とは、連帯保証人の証明書等のことである。
- (6) 土地の埋立て等を行なう土地の仮登記権者、抵当権者及び隣接者の同意書
※ 利害関係人の同意書については、現在では砂利採取法、採石法に基づく採取計画の認可申

請書でも添付を求めておらず、県土採取等規制条例でも省略しているが、周辺住民等に対し、計画を十分に説明し、理解を得ること、着手後のトラブルを回避する意味でも有効であることから添付を義務付けた。

- (7) 土砂の搬入経路図（縮尺2万5,000分の1以上1,000分の1以下）
- (8) 現況平面図、計画平面図及び縦横断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (9) 土質検査報告書
- (10) 構造物を設けるときは、その構造図（縮尺20分の1以上10分の1以下）
- (11) 施行区域の現況写真
- (12) 前条に規定する事前説明会において出た意見、要望等を取りまとめた事前説明会経過報告書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める書類、図面等

ただし、施行規則の中で、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができるように規定している。

この際、下記に省略可能な書類を挙げる。

- ・土質検査報告書：公共工事または富士宮市内からの土砂の搬入については省略可能とする。
- ・隣接者の同意：保安距離を通常の2倍以上確保された周囲については、トラブルを自己責任で解決する旨を記載した念書を添付し、省略可能とする。

また、対象の土地が未相続地の場合は相続人代表者の同意書を添付し、省略可能とする。

また、施行規則第4条第2項第13号により、市長が特に必要と認める書類、図面等については、施行区域の状況により、以下の書類、図面等が考えられる。

- ① 官民（道路・水路）境界査定図
- ② 農地法第4条・第5条の許可（届出の受理）をした旨を証する書類の写
- ③ 現況排水平面図、計画排水平面図及び縦横断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- ④ 調整池平面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- ⑤ 放流先水路流域図（縮尺2,500分の1）及び断面図（250分の1以上100分の1以下）
- ⑥ 流量計算書
- ⑦ 緑化計画書
- ⑧ 道路・河川占用許可書又は道路・河川土木工事許可書の写し
- ⑨ 富士宮市土地利用対策委員会の事前協議に伴う同意書の写し
（施行面積が、3,000㎡以上の場合）

施行規則第4条第2項第9号により、市内外から搬入される土砂等については、その搬出場所が不明確な物の内容を確認するため、申請時に財静岡県生活化学センター等の公共機関又は環境計量士の資格を有する者が行った土質検査報告書を添付するように規定した。

なお、公共工事等によりその土砂等の搬出場所が明確となる土砂等については、除くものとする。

この施行規則の別表第1「土質検査基準」には、1 土壌の採取方法、2 検査基準、3 検査方法、4 検査機関、5 検査の省略を明記した。

なお、2 検査基準については、平成3年環境庁告示第46号「土壌の汚染に係る環境基準について」第1の1の規定を環境基準とした。

《第4項関係》

本項は、市長が施行主から申請された土地の埋立て等の許可申請に対し、許可を与えるときは、土地の埋立て等を行うことにより発生することが予測される災害の防止のため、若しくは環境及び景観の保全を図るために特に市長が認める事項については、許可の条件として明記できるものとしたものである。

第6条（許可の基準）

（許可の基準）

第6条 市長は、規則で定める施行基準（以下「施行基準」という。）に適合していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をすることができない。

【趣 旨】

本条は、土地の埋立て等の許可の基準を定めたものである。

【解 釈】

本条は、許可権者である市長に対し、許可申請にかかる土地の埋立て等が本条に規定する施行基準に適合している場合でなければ、許可をすることができないという拘束を定めたものである。

【運 用】

本条は、許可段階において、その土地の埋立て等を施行する基準が、施行基準に適合しなければならぬとしたものである。

なお、施行基準は、規則でその詳細について定めるものとし、施行規則の別表第2「施行基準」として、その中で1一般事項として、(1)周辺対策、(2)作業時間、(3)交通対策、(4)安全対策、(5)保安距離、(6)事故対策、(7)防災対策、(8)緑化対策及び2技術事項、3その他の事項を明記した。

なお、2技術事項については、「(静岡)県土採取等規制条例の施行について（昭和51年4月1日付け県都市住宅部長通知）3土の採取等に関する技術基準」及び「富士宮市開発許可技術的基準7地盤の改良等」に基づき審査・点検するものとする。

※ ただし、施行区域及びその周辺の災害の防止、環境及び景観の保全、通行の安全その他良好な生活環境の確保のため、必要な措置を講ずることは、言うまでもないことである。

第7条（許可又は不許可の通知）

（許可又は不許可の通知）

第7条 市長は、第5条第2項に規定する許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分を行い、当該申請をした施行主に通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、土地の埋立て等の申請に伴う許可又は不許可についての取り扱いについて規定したものである。

【運 用】

本条は、市長が施行主から申請された土地の埋立て等の許可申請に対し、許可又は不許可の処分を行い、その旨を施行主に通知するものとした手続きについて規定したものである。

許可・不許可の処分決定については、申請書を受理した日から遅くとも1ヶ月以内に決定し、施行主に通知するものとする。

第8条（変更の許可等）

（変更の許可等）

第8条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、同条第2項第3号又は第5号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する変更の許可を受けようとする施行主は、当該変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する変更の許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分を行い、当該申請をした施行主に通知しなければならない。

5 第5条第1項の許可を受けた施行主は、同条第2項第1号、第2号、第4号、第8号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

6 第5条第4項及び第6条の規定は、第1項の許可について準用する。

【趣 旨】

本条は、施行主が第5条（土地の埋立て等の許可等）の許可を受け実施している土地の埋立て等の内容を変更しようとする場合の取り扱いについて規定したものである。

【解 釈】

本条は、施行主が第5条（土地の埋立て等の許可等）の許可を受け実施している土地の埋立て等の内容を変更しようとする場合、その変更事項がその土地の埋立て等の根幹をなすものの変更につ

いては、市長の許可を改めて受けなければならないものとし、その他の軽易な事項の変更をしようとする場合については、市長への届出で良いものとしたものである。

【運 用】

《第1項関係》

本項は、施行主が第5条（土地の埋立て等の許可等）の許可を受けて実施している土地の埋立て等の内容の内、(1) 施行区域の所在地及び面積、(2) 土地の埋立て等の施行方法、(3) 土地の埋立て等に係る土砂等の量、(4) 請負人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、これら土地の埋立て等の根幹をなしている事項の変更については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならないものである。

《第2項関係》

本項は、施行主が土地の埋立て等の許可の変更を行おうとする場合、市長に提出する申請書の内容について明確に表したものである。

《第3項関係》

本項は、第2項の規定により、市長に提出された申請書の内容を、より詳細にわたって審査するために必要な添付書類の提出について定めたものであるが、その具体的な内容については、規則で定めるものとした。

施行規則で定める添付書類については、頁11の第5条（土地の埋立て等の許可等）に詳細を記載した。

《第4項関係》

本項は、市長が施行主から申請された土地の埋立て等の変更許可申請に対し、許可又は不許可の処分を行い、その旨を施行主に通知するものとした手続きについて規定したものである。

《第5項関係》

本項は、施行主が第5条（土地の埋立て等の許可等）の許可を受けて実施している土地の埋立て等の内容の内、(1) 施行主の氏名及び住所、(2) 土地の埋立て等の目的、(3) 土地の埋立て等の施行期間、(4) 現場管理責任者の氏名及び住所、これらの軽易な事項の変更については、あらかじめ、市長へその旨を届出すれば良いこととしたものである。

なお、施行主の氏名及び住所の変更については、同一会社の名称変更及び所在地の変更のことであり、権利譲渡及び地位の承継と考えるてはならない。

《第6項関係》

本項は、施行主が第5条（土地の埋立て等の許可等）の許可を受けて実施している土地の埋立て

等の内容を変更しようとする場合、変更許可申請に係る土地の埋立て等の許可の基準、付帯条件及び手続きについては、第5条第4項及び第6条の規定を準用することとしたものである。

第9条（名義貸しの禁止）

（名義貸しの禁止）

第9条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、第三者に、当該施行主が有している土地の埋立て等を行う名義を貸与してはならない。

【趣旨】

本条は、施行主が市長の許可を受けた土地の埋立て等について、第三者に名義貸しが行われ、当該土地の埋立て等に問題が発生しないように名義貸しを禁止したものである。

【解釈】

本条は、施行主に対して、市長の許可を受けた土地の埋立て等について、理由の如何を問わず、当該許可に係る土地の埋立て等を第三者に対し、名義貸ししてはならないという拘束を定めたものであり、許可を受けた者以外の者が、その許可に基づく土地の埋立て等を施行することを禁止したものである。

第10条（譲渡の制限）

（譲渡の制限）

第10条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、第三者に、当該施行主が有している土地の埋立て等を行う権原を譲渡しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する譲渡の承認を受けようとする施行主は、当該譲渡に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する譲渡の承認の申請があったときは、承認又は不承認の処分を行い、当該申請をした施行主に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、施行主が市長の許可を受けた土地の埋立て等について、市長の承認なく第三者に対し、権利を譲渡され、当該土地の埋立て等に問題が発生しないように制限したものである。

【解釈】

本条は、施行主に対して、市長の許可を受けた土地の埋立て等について、理由の如何を問わず、当該許可に係る土地の埋立て等を市長の承認なく第三者に権利譲渡してはならないという拘束を定めたものであり、許可を受けた者以外の者が、その許可に基づく土地の埋立て等を施行することを制限したものである。

施行主の会社等が倒産等の危機にある場合、事業途中で逃避されるより、別の信頼のおける会社への権利譲渡を承認し、当初の計画どおりの土地の埋立て等を行わせるための手段の一つであり、また、正当な商行為の中で行われる権利譲渡に伴い、信頼のおける会社が譲渡を受け、計画どおりの土地の埋立て等を行う場合に承認するものであり、むやみに譲渡を承認するものではない。

【運 用】

《第1項関係》

本項は、商行為として認められている正当な権利譲渡については、禁止するのではなく、市長の承認制として、事業完了まで計画どおりに施行されることの確認をし、譲渡を認めるものである。

《第2項関係》

本項は、施行主が許可を受けた土地の埋立て等の権利を第三者に譲渡を行おうとするときは、前もって市長の承認を受けなければならないものであると規定したものである。

《第3項関係》

本項は、市長が施行主から申請された土地の埋立て等の譲渡承認申請に対し、承認又は不承認の処分を行ったときは、その旨を施行主に通知するものとした手続きについて規定したものである。

第11条（地位の承継）

（地位の承継）

第11条 第5条第1項の許可を受けた施行主について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該施行主が有していた許可に基づく地位を承継する。

2 第5条第1項の許可を受けた施行主が有していた許可に基づく地位を前項の規定により承継したものは、その承継した日から起算して14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、施行主について相続（個人）又は合併（法人）があったときは、これを認めることを規定したものである。

【解釈】

《第1項関係》

本項は、第10条において施行主に対し、施行主が市長から許可を受けた土地の埋立て等については、理由の如何を問わず、当該許可に係る土地の埋立て等を市長の承認なく、第三者に権利を譲渡してはならないという拘束を定めているが、施行主について相続又は合併があった場合については、災害の防止、環境の保全及び事業完結の観点から、施行主を速やかに決定する必要があり、これらの状況が生じたときは、その許可に基づく地位を承継するとしたものである。

《第2項関係》

本項は、前項において、施行主について、相続又は合併があった場合については、その許可に基づく地位を承継するものとしているが、その場合、その承継した日から起算して14日以内にその旨を市長に届出なければならないとした届出義務規定である。

第12条（土地の埋立て等の着手の届出）

（土地の埋立て等の着手の届出）

第12条 施行主は、第5条第1項の許可を受けた土地の埋立て等に着手しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、施行主が許可を受けた土地の埋立て等を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならないことを規定したものである。

【解釈】

本条は、施行主が許可を受けた土地の埋立て等を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨

を市長に届出なければならないとした届出義務規定である。

第13条（施行方法）

（施行方法）

第13条 施行主及び請負人は、施行基準及び第5条第4項に規定する許可の条件に従い、土地の埋立て等を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、施行主及び請負人が、許可を受けた土地の埋立て等を施行するときは、施行基準及び第5条第4項に規定する許可の条件に従わなければならないことを規定したものである。

【解釈】

本条は、施行主及び請負人が許可を受けた土地の埋立て等を施行するときは、施行主等に対し、必ず施行基準及び第5条第4項に規定する許可の条件に従わなければならない旨の義務を課したものである。

なお、施行基準の詳細は、規則で定めることとして、その施行基準の概要は14頁の第6条（許可の基準）に記載した。

第14条（標識の設置）

（標識の設置）

第14条 施行主は、土地の埋立て等の施行期間中、当該施行区域の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

【趣旨】

本条は、施行主が許可を受けた土地の埋立て等を施行するときは、標識を設置しなければならないことを規定したものである。

【解釈】

本条は、施行主が許可を受けた土地の埋立て等を施行するときは、施行主等に対し、当該土地の埋立て等の概要について記した標識及び危険防止警告のための標識を設置しなければならない旨の義務を課したものである。

なお、標識の設置についての詳細は、施行規則で定めることとしている。

第15条（報告の徴収）

（報告の徴収）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施行主又は請負人に対し、土地の埋立て等の施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 施行主及び請負人は、前項の規定により報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない。

【趣 旨】

本条は、市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく土地の埋立て等の許可を得ている施行主等に対し、報告を求めることができるということを規定したものである。

【解 釈】

《第1項関係》

本項は、市長が、特にこの条例の施行に関し必要であると認めるものについて、施行主及び請負人に報告を求めることができることとしたものである。

これは、許可を受けて行っている土地の埋立て等の施行主及び請負人が対象であり、無許可で土地の埋立て等を行っている者については、この限りでなく、災害の防止上からも、行政手続法の主旨に基づき、第23条の意見の聴取を行い、即中止命令で対応するものとする。

《第2項関係》

本項は、市長が施行主及び請負人に対し、前項の規定により当該土地の埋立て等に関する事項について、報告を求めたときは、その日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない旨の報告義務を課したものである。

第16条（立入検査）

（立入検査）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に施行主若しくは請負人の事務所又は施行区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣 旨】

本条は、市長はこの条例の施行に必要な限度において、職員をして、立入検査等を実施させることができる旨を規定したものである。

【解 釈】

《第1項関係》

本項は、監督処分を行おうとするときは、ほとんどの場合において当該施行区域、施行主等の事務所に立ち入り、土地の埋立て等の施行状況の確認等を行うことが必要となる訳であるが、施行主等との間で話し合いによる立ち入りが不可能となった場合、監督処分に関する事務の執行は不可能となる。

このため、施行主等の同意が得られなくとも、必要な限度において、これらの権限を行う者が、当該施行区域に立ち入り、必要な検査をすることができるようにしたものである。

これは、許可を受けて行っている土地の埋立て等及び無許可等で行っている土地の埋立て等を問わず行えるものである。

なお、無許可で行っている土地の埋立て等の施行面積等の状況の確認のための調査についてもこの立入検査に基づき対応することとなる。

《第2項関係》

本項は、前項の規定により施行区域内等に立ち入ろうとする者は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならないものである。

《3項関係》

本項は、何人も現行犯でない限り、権限を有する司法官憲が発する令状がなければ、立ち入り、搜索及び押収を受けることのない権限は侵されないこととなっている。

令状のない本条での立入りは、犯罪捜査のために認められたものではないことを注意的に規定したものである。

第17条（改善勧告）

（改善勧告）

第17条 市長は、第5条第1項の許可を受けた施行主が施行基準又は第5条第4項に規定する許可の条件に違反しているときは、当該施行主に対し、施行基準又は当該条件に適合するよう必要な改善措置を勧告することができる。

【趣旨】 本条は、市長が本条例の規定による許可を受けた施行主に対し、必要な限度において改善勧告ができる旨を規定したものである。

【解釈】

本条の規定により、勧告する相手方は、本条例の規定による許可を受けた施行主であり、それ以外の者は、対象とならない。

勧告の内容は、条例第5条第4項の規定による許可の条件又は第6条の施行基準に違反している場合の改善措置勧告であり、施行主は、勧告の趣旨を尊重する義務を負うこととなる。

第18条（改善命令）

（改善命令）

第18条 市長は、施行主が前条の規定による改善勧告に従わないときは、当該施行主に対し、期限を定め、必要な改善措置を命ずることができる。

【趣旨】

本条は、市長が本条例の規定による許可を受けた施行主に対し、必要な限度において改善命令ができる旨を規定したものである。

【解釈】

本条の規定により、命令をする相手方は、本条例の規定による許可を受けた施行主であり、それ以外の者は対象とならない。

市長は、前条に規定する改善措置勧告に施行主が従わない場合、必要な限度において相当な期限を定め、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができるとしたものである。

この改善命令の処分を行う場合は、第23条（意見の聴取）の規定に基づく手続きを取ることとなる。

第19条（許可又は承認の取消し）

（許可又は承認の取消し）

第19条 市長は、施行主が偽りその他不正な手段により第5条第1項若しくは第8条第1項の許可若しくは第10条第1項の承認を受けたとき、第9条の規定に違反したとき、又は前条の規定による改善命令に違反したときは、当該許可又は承認を取り消すことができる。

【趣旨】

本条は、市長が行う監督処分について、規定したものである。

【解釈】

本条の規定による相手方は、本条例の規定による許可及び承認を受けた施行主であり、それ以外の者は対象とならない。

市長は、施行主が本条例の趣旨を逸脱して許可又は変更許可を得た場合、若しくは権利譲渡の承認を受けた場合、名義貸しの禁止事項に違反した場合及び改善措置命令に従わなかった場合は、本条例の規定によって行った許可又は承認を取り消すことができるものとしたものである。

この許可又は承認の取消しの処分を行う場合は、第23条（意見の聴取）の規定に基づく手続きを取る事となる。

第20条（中止命令）

（中止命令）

第20条 市長は、第5条第1項若しくは第8条第1項の許可又は第10条第1項の承認を受けずに土地の埋立て等を行っている施行主又は請負人に対し、当該土地の埋立て等の中止を命ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市長が行う監督処分について規定したものである。

【解釈】

本条の規定により、命令をする相手方は、本条例の規定による土地の埋立て等の許可を受けずにを行っている施行主、許可後の変更許可を受けずにを行っている施行主及び許可後に権利の譲渡の承認を受けずにを行っている施行主に対して、当該土地の埋立て等の中止命令をすることができるものとしたものである。

この中止命令の処分を行う場合は、第23条（意見の聴取）の規定に基づく手続きを取る事となる。

第21条（原状回復命令等）

（原状回復命令等）

第21条 市長は、第19条の規定により許可若しくは承認を取り消したとき、又は前条の規定により土地の埋立て等の中止を命じたときは、当該処分に係る施行主又は請負人に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

【趣 旨】

本条は、市長が行う監督処分について規定したものである。

【解 釈】

本条の規定により、命令をする相手方は、本条例の規定による許可又は承認の取消し及び中止命令を受けた施行主及び請負人である。

市長は、この条例の規定による許可の取消しをした場合、譲渡の承認の取消しをした場合、名義貸し禁止事項に違反した場合、改善措置命令に違反した場合及び中止命令をした場合においては、必要な限度において相当な期限を定めて原状回復を命じ、若しくは必要な措置を命ずることができることとしたものである。

「期限」とは、確定した根拠はないが、原状回復その他必要な措置を講ずるのに必要な期間であり、最高でも1ヶ月以内のことである。

「その他必要な措置」とは、原状回復命令に伴い、付随したその他安全対策、防災対策等が必要な措置のことである。

この現状回復命令の処分を行う場合は、第23条（意見の聴取）の規定に基づく手続きを取ることとなる。

第22条（中止又は完了の届出等）

（中止又は完了の届出等）

第22条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、当該土地の埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る土地の埋立て等が施行基準又は第5条第4項に規定する許可の条件に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、当該届出をした施行主に対して、期限を定め、必要な改善措置を命ずることができる。

【趣 旨】

本条は、事業主が許可を受けて実施している土地の埋立て等を中止する場合又は完了した場合、その取り扱いについて規定したものである。

【解 釈】

《第1項関係》

本項は、施行主が許可を受けた土地の埋立て等を中止する場合又は完了する場合、当該日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならないとした届出義務規定である。

《第2項関係》

本項は、前項の規定による土地の埋立て等の中止又は完了届が提出された場合、市長が許可の条件に付した事項及び施行基準に適合しているかどうかを検査し、適合していないと認めるときは、必要な限度において相当の期限を定めて、適合するために必要な措置をとることを命ずることができることとしたものである。

この中止又は完了の届出に伴う改善措置命令の処分を行う場合は、第23条（意見の聴取）の規定に基づく手続きを取ることとなる。

第23条（意見の聴取）

（意見の聴取）

第23条 市長は、第18条から第21条まで又は前条第2項に規定する処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき施行主又は請負人に対し、あらかじめ、期日、場所及び予定される処分の内容について通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、災害の防止若しくは環境若しくは景観の保全を図るため緊急やむを得ないと認めるとき、又は当該処分の名あて人となるべき施行主若しくは請負人が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで当該処分を行うことができる。

【趣 旨】

本条は、市長が監督処分を行おうとするときの手続きについて規定したものである。

【解 釈】

本条は、行政手続法の趣旨に基づき、市長が改善命令、許可の取消、原状回復命令及び土地の埋立て等の中止又は完了に伴う改善措置命令を行おうとするときは、あらかじめ、施行主等に対し、予定される処分の内容、期日及び場所を通知したうえで、意見の聴取を行わなければならないとした市長への義務規定である。

ただし、緊急やむを得ない状況があるとき又は施行主等が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この手続きを行うことなく監督処分ができることを明らかにした規定である。

第23条の2(土地の所有者等への通知)

(土地の所有者等への通知)

第23条の2 市長は、施行主又は請負人に対し、第18条から第21条まで又は第22条第2項に規定する処分をしたときは、その旨及び必要と認める情報を当該土地の埋立て等に係る土地の所有者等に通知するものとする。ただし、施行主又は請負人と土地の所有者等とが同一の者であるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は土地の所有者に対し、施行主又は請負人に処分をしたときに、土地の所有者に対し、必要な限度において書面で通知ができる旨を規定したものである。

【解釈】

本条は、施行主又は請負人が第18条の改善命令、第19条の許可及び承認の取消し、第20条の中止命令、第21条の原状回復命令等又は第22条第2項の完了検査の結果適合していない場合に必要な改善措置の命令の処分を受けたときに土地の所有者、管理者、占有者に通知(第24号様式)することができるものとしている。

第23条の3(土地の所有者等に対する勧告)

(土地の所有者等に対する勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定により土地の所有者等に通知をした場合において、当該土地の埋立て等により土砂等の崩壊、流出等による災害が生ずると認められるときは、当該土地の所有者等に対し、災害を防止するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

【趣旨】

本条は土地の所有者に対し、埋立て等に係る措置命令について規定したものである。

【解釈】

本条は、当該土地の埋立て等により、土砂等の崩壊、流出等による災害が生ずると認められるときは、市は土地の所有者に災害防止のための必要な措置を勧告書(第25号様式)で通知できるものとしている。

第24条（違反事実の公表）

（違反事実の公表）

第24条 市長は、第18条、第20条、第21条又は第22条第2項の規定による命令に従わなかった者について、災害の防止又は環境若しくは景観の保全を図るため必要があると認めるときは、その事実を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市長が行う監督処分について、施行主がその命令に従わなかった場合の措置について明確にしたものである。

【解釈】

本条は、市長がこの条例の規定に基づき発動した命令に関し、施行主が従わなかった場合、必要な限度に応じて、その命令違反事実を公表できるものとした規定である。

違反事実の公表については、一連の手続きを踏みながら、なおこれに従わなかった場合、施行規則に基づき、広報「ふじのみや」等での公表を行うものとした。

第25条（規則への委任）

（規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解釈】

本条は、この条例を施行する場合、その詳細な事項については、規則で定めることとした委任規定である。

第26条（罰則）

（罰則）

第26条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第21又は第22条第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条の規定に違反し、標識を設置せず土地の埋立て等を行った者

(2) 第15条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 第8条第5項、第11条第2項又は第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、この条例の規定に違反した者に対して課される罰則に関する規定である。

【解釈】

《第1項関係》

本項は、(1) 許可を得ないで土地の埋立て等を行った者

[第5条第1項（土地の埋立て等の許可等）]

許可内容に違反して土地の埋立て等を行った者

[第8条第1項（変更の許可等）]

承認を受けずに土地の埋立て等を行っている者

[第10条第1項（譲渡の制限）]

(2) 原状回復命令に違反した者

[第21条（原状回復命令）]

土地の埋立て等の中止、完了届に伴い、市長が付した許可条件の不履行及び施行基準に不適合であるため命じた改善措置命令に違反した者

[第22条第2項（中止又は完了の届出等）]

これらの者に対しては、違反の重大性に鑑み、重い罰則としたものである。

《第2項関係》

本項は、(1) 標識設置義務規定に違反した者

[第14条（標識の設置）]

(2) 本条例に規定する報告義務規定に違反した者

[第15条 (報告の徴収)]

(3) 本条例に規定する立入検査に関する規定に違反した者

[第16条 (立入検査)]

《第3項関係》

本条は、本条例に規定する各種届出義務規定に違反した者

[第8条第5項 (変更の許可等)]

[第11条第2項 (地位の承継)]

[第22条第1項 (中止又は完了の届出等)]

これらの者に対しては、義務規定等の違反等であり、前項に規定する量刑より軽い罰則としたものである。

【参 考】

地方自治法第96条第12号での規定の「市が自ら訴えを起こす」場合は、市議会の議決が必要であるが、本条例の適用は「覚知したら捜査機関への告発」となり、告発行為は、「議決が不要」と考えられる。

罰則については、地方自治法第14条第5項により、普通地方公共団体は、その条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科すことができる規定であり令和5年9月に改正した。

静岡県盛土等の規制に関する条例や近隣市町の状況を鑑み、罰則の強化を行った。

罰則規定については、静岡地方検察庁と事前協議を行い、承諾を得て条例制定したものである。

第27条 (両罰規定)

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条に規定する罰金刑を科する。

【趣 旨】

本条は、両罰規定について規定したものである。

【解 釈】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務を処理し、本条例に定める違反の行為をした場合は、現実にその行為を行った者が罰則の適用を受ける

ものであるが、そのほかにその法人又は人に対しても罰金刑を課することとしたものである。

附 則（施行期日及び経過措置）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行に際し現に土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から3か月間は、第5条第1項の許可を受けないで、当該土地の埋立て等を行うことができる。その者が当該期間内に同条第2項に規定する許可の申請をした場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（芝川町の編入に伴う経過措置）

- 3 芝川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、編入前の芝川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年芝川町条例第1号。以下「編入前の芝川町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前にした編入前の芝川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の芝川町条例の例による。

附 則（平成22年3月5日条例第48号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた土地の埋立て等について適用し、同日前に行われた土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【解 釈】

《第1項関係》

この条例の内容を、広く一般市民に周知させるためには、最低3か月程度は必要ではないかとの観点から、この条例の施行期日を平成9年10月1日としたものである。

《第2項関係》

この条例が施行される平成9年10月1日現在において、すでに事業を実施している者は、条例施行日以降3箇月の間は、本条例の許可を受けずに土地の埋立て等を行うことができる。

また、その者が条例施行日以降3か月の間に、本条例に基づく許可申請をした場合、許可、不許可の処分があるまでの間も同様としたものである。

条例施行日以前の3か月間の猶予期間については、既に県土採取条例の許可を受けて土地の埋立て等を行っている者、県条例の適用範囲外の1,000㎡以下で(今回の市条例の適用範囲500㎡以上)で土地の埋立て等を行っている者及び1,000㎡以上で県条例に基づく届出を行わないで土地の埋立て等を行っている者(無届け)も同様に、条例施行日がスタートとなる。

無届けというだけで、市条例施行日、以降即違反行為として、中止命令とはできない。あくまでも、3か月間の猶予期間は、市条例が施行され、県条例の適用除外となるため、誰でもその期間は、土地の埋立て等を行うことができる。

ただし、市条例施行日以前に県条例の違反行為があったものについては、県条例の罰則の適用は受けることになる。

《第1項関係》

この条例の改正内容を、一般市民に周知させるために3か月の周知期間を設け、条例の施行期日を令和6年1月1日としたものである。